



山形県公報

平成18年4月21日(金)
第1735号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

土地分類基本調査の実施.....	(政策企画課) ...655
山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....	(長寿社会課) ...656
山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程.....	(児童家庭課) ...同
歳入の徴収の事務の委託契約の終了.....	(工コ農業推進課) ...同
土地改良区の定款変更の認可.....	(村山総合支庁農村計画課) ...同
土地改良区の役員の退任の届出.....	(最上総合支庁農村計画課) ...657
土地改良区の役員の就任の届出.....	(同) ...同
土地改良区の役員の退任の届出.....	(庄内総合支庁農村計画課) ...658
土地改良区の役員の就任の届出.....	(同) ...同
土地改良事業施行の適当の決定.....	(同) ...659
林業種苗法に基づく生産事業者の登録.....	(森林課) ...同
都市公園の区域の変更.....	(都市計画課) ...660

企業局関係

告 示

県民ゴルフ場の開場時間.....	662
県民ゴルフ場の利用料金.....	同

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....	(村山総合支庁企画振興課) ...663
-------------------------	----------------------

告 示

山形県告示第441号

国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく基本調査を次のとおり実施する。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 国土調査として指定された年月日
平成18年3月31日
- 2 調査を実施する者の名称
山形県
- 3 調査地域
測量法(昭和24年法律第188号)第27条第2項の規定により、国土交通大臣の刊行した5万分の1地形図の次の図幅内の地域
(1) 飯豊山(山形県の区域に限る。)
(2) 大日岳(山形県の区域に限る。)
- 4 調査期間
平成18年4月21日から平成20年3月31日まで

山形県告示第442号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成18年4月1日から同年6月30日までの間における別表第1第1項第2号の規定の適用については、同号中「児童手当法施行令第11条において準用する同令第1条」とあるのは、「児童手当法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第155号）による改正前の児童手当法施行令第11条において準用する同令第1条」とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第443号

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程

山形県児童手当負担金交付規程（昭和50年1月県告示第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中

小 学 校 第 3 学 年 修 了 前 特 例 給 付	を	小 学 校 修 了 前 特 例 給 付	に改める。
--------------------------------------	---	---------------------------	-------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第444号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次の者に委託した山形県立蔵王西部牧場の使用料の徴収事務の委託契約を平成18年3月31日に終了した。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 財団法人山形県畜産振興公社
- 2 住所 上山市小倉字大森山1,964番地

山形県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日
平成18年4月14日

山形県告示第446号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	沼澤正重	最上郡舟形町舟形1308番1地
同	森美雄	同 富田389番地
同	長澤光芳	同 長沢6910番地
同	齋藤勲	同 長者原816番地
同	相馬衛	同 322番地
同	伊藤秋雄	同 舟形1852番地の11
同	大場正行	同 長沢1236番地
同	井上政勝	同 富田378番地2
同	叶内富夫	同 長沢1195番地
同	佐藤博	同 舟形2677番地91
監事	沼澤政光	同 舟形1365番地
同	齋藤健一	新庄市大字鳥越2862番地2
同	山科忠昭	最上郡舟形町富田1102番地の1

山形県告示第447号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	齋藤勲	最上郡舟形町長者原816番地
同	遠藤繁雄	同 舟形2677番地の61
同	伊藤秋雄	同 1852番地の11
同	豊岡勝善	同 長者原276番地

同	叶 内 富 夫	同	長沢1195番地
同	沼 澤 正 重	同	舟形1308番1地
同	大 場 正 行	同	長沢1236番地
同	長 澤 光 芳	同	6910番地
同	森 美 雄	同	富田389番地
同	森 晃	同	338番地
監 事	齊 藤 鉄 也		新庄市大字鳥越1613番地
同	沼 澤 政 光		最上郡舟形町舟形1365番地
同	山 科 忠 昭	同	富田1102番地の1

山形県告示第448号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 榮 一	酒田市浜中乙119番地
同	佐 藤 章 男	同 広岡新田498番地
同	佐 藤 鉄 美	同 浜中乙90番地
同	菅 原 康 喜	同 甲136番地
同	阿 部 博 明	同 広岡新田480番地
同	高 橋 豊	同 浜中丁499番地

山形県告示第449号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 榮 一	酒田市浜中乙119番地

同	佐藤章男	同	広岡新田498番地
同	佐藤鉄美	同	浜中乙90番地
同	菅原康喜	同	甲136番地
同	阿部博明	同	広岡新田480番地
同	高橋豊	同	浜中丁499番地

山形県告示第450号

鶴岡市千安京田乙178番地 齋藤 久実 ほか19名から土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成18年3月31日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月21日

山形県知事 齋藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し（千安京田地区）
- (2) 土地改良事業共同施行規約の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成18年4月21日から同年5月23日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第451号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成18年4月21日

山形県知事 齋藤 弘

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所		登録年月日
	住所	氏名	種 採	穂 選	苗木 の 育成	苗木以外 の 苗木育成	名称	所在地	
269	尾花沢市大字正 殿510番地	鈴木文雄					鈴木 苗畑	尾花沢市大字正 殿510番地	平成18年 4月14日
270	鶴岡市櫛代字西 野830番地	澁谷昭明					澁谷 苗圃	鶴岡市櫛代字西 野830番地	同

山形県告示第452号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた最上川ふるさと総合公園の区域を次のように変更し、平成18年4月21日から供用を開始する。

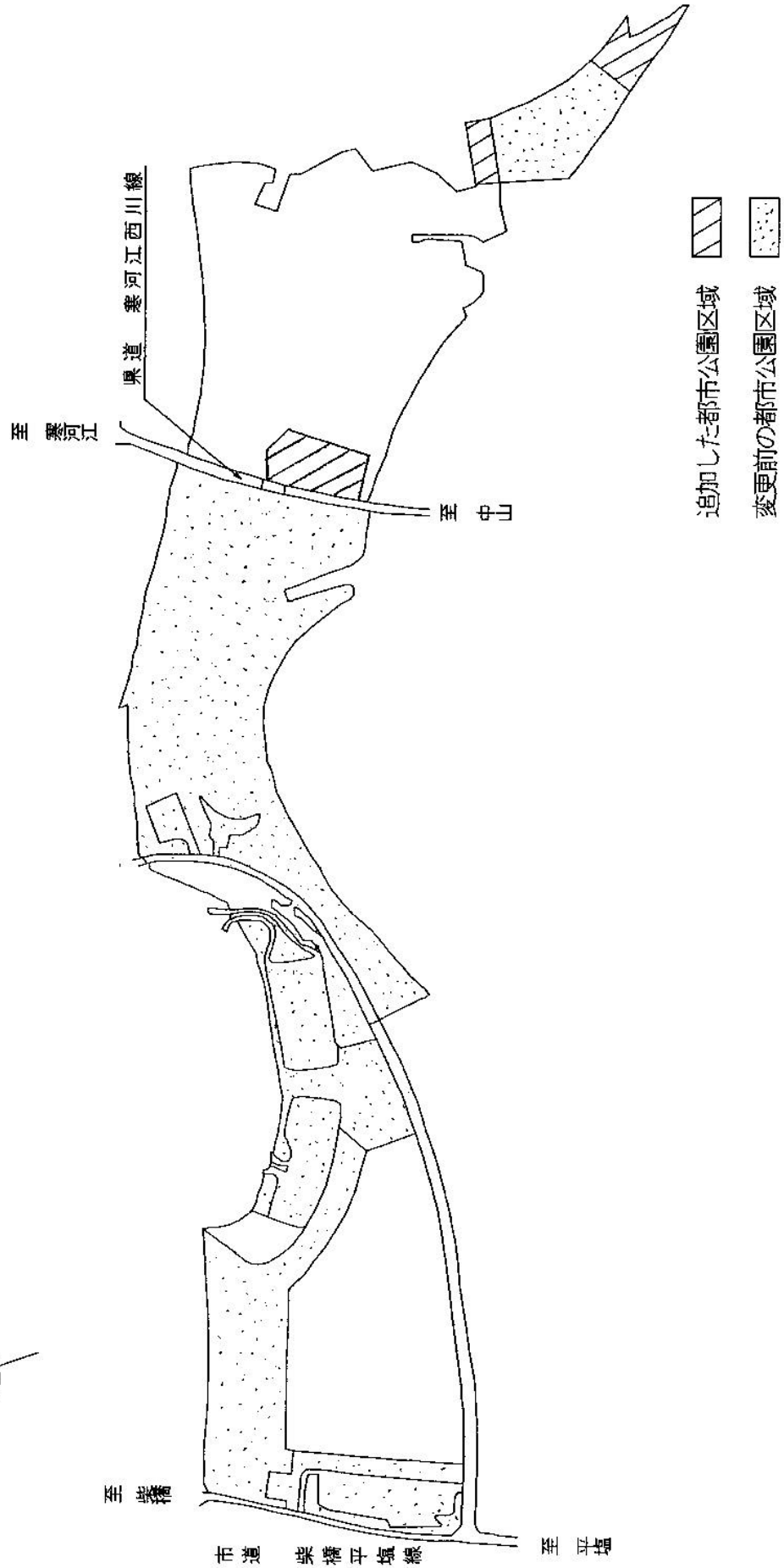
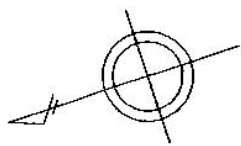
なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課において縦覧に供する。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

最上川ふるさと総合公園の区域
次の図のとおり

最上川ふるさと総合公園



企業局関係

告 示

山形県企業告示第5号

山形県ゴルフ場料金条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第65号）による改正後の県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第7条第2項の規定により、県民ゴルフ場の開場時間を次のとおり承認した。

平成18年4月21日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 開場時間

午前8時から午後5時まで

2 適用期間

平成18年4月1日から平成23年1月31日まで

山形県企業告示第6号

山形県ゴルフ場料金条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第65号）による改正後の県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年4月21日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 利用料金

区 分		利 用 料 金	
コース利用料金 (グリーンフィ)	平日	1人9ホールまで	2,050円
		1人18ホールまで	4,100円
		1人18ホールを超え9ホールまで	400円
	土曜日等	1人9ホールまで	3,900円
		1人18ホールまで	7,800円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,400円
乗用カート利用料金 (カートフィ)	1人9ホールまで	600円	
	1人18ホールまで	1,200円	
	1人18ホールを超え9ホールまで	600円	

備考

- 1 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用い、「平日」とは、それ以外の日を用いる。
- 2 次に掲げる者が利用する場合のコース利用料金の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額とする。
 - (1) 年齢65歳以上の者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース利用料金の額は、この表の額に100分の50を乗じて得た額とする。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成23年1月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年4月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 エール・フォーユー

(2) 代表者の氏名

荒井 与志久

(3) 主たる事務所の所在地

山形市檀野前13番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く県民に対し、福祉・医療・保健の普及、啓発等に関する事業を行い、これらの質の向上を図ることにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

平成18年4月21日印刷
平成18年4月21日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056